

市民税・県民税申告書記載例

(各種控除の説明については、裏面をご覧ください。)

【表面の記載例】

令和8年度分 市民税 県民税 申告書 整理番号												
付 印 諫早市長様 提出年月日 年 月 日 8 2 20	現住所	諫早市東小路町1番2号			業種又は職業							
	1月1日現在の住所	同上			電話番号	○○-△△△△						
フリガナ	イサハヤ タロウ			個人番号	0000000000000000							
氏名	諫早 太郎			生年月日(昭和平成)年月日	24.5.5	世帯主の氏名	諫早 太郎	統柄	本人	基本コード		
住所コード				行政区コード				事業所				受給No.
3 所得から差し引かれる金額に関する事項												
社会保険料控除												
⑬	事業	農業	不動産	利子	配当	給与	公的年金等	雜業	その他の	短期	長期	
国民健康保険料	支払った保険料	234,500	80,350				キ	ク	ケ	コ	サ	
社会保険料控除	合計	314,850					3,012,000					
⑮	新生命保険料の計	80,000					1,510,300					
生命保険料控除	新個人年金保険料の計	20,000	20,000									
介護医療保険料の計	15,000											
⑯	地震保険料の計	48,000	5,000									
地震保険料控除												
⑰～⑲	寡婦控除	ひとり親控除	勤労学生控除	(学校名)								
寡婦控除	(死別□離別□死別□離別□未婚□未帰還□死別□離別□未婚□未帰還□)											
ひとり親控除												
勤労学生控除												
⑳	障害者控除	障害の程度	身体1級度									
1	氏名	諫早 三郎										
2	個人番号	3333333333333333	33333333									
21～22	配偶者控除	生年月日(昭和平成)年月日	27.6.2									
配偶者控除	氏名	諫早 夏子	配偶者の合計所得金額									
配偶者特別控除	個人番号	1111111111111111	1111111111111111	同一生計配偶者控除	対象配偶者を除く。							
23～24	扶養控除	生年月日(昭和平成)年月日	51.2.4	同居の区分	同居の特徴							
扶養控除	氏名	諫早 花子	同居の特徴									
扶養控除	個人番号	2222222222222222	2222222222222222	控除額	33万円							
特定親族特別控除												
3	扶養控除	生年月日(昭和平成)年月日	明・大・昭51.2.4	同居の区分	同居の特徴							
扶養控除	氏名	諫早 花子	同居の特徴									
扶養控除	個人番号	2222222222222222	2222222222222222	控除額	33万円							
4	扶養控除	生年月日(昭和平成)年月日	明・大・昭51.2.4	同居の区分	同居の特徴							
扶養控除	氏名	諫早 花子	同居の特徴									
扶養控除	個人番号	2222222222222222	2222222222222222	控除額	33万円							
5	扶養控除	生年月日(昭和平成)年月日	明・大・昭51.2.4	同居の区分	同居の特徴							
扶養控除	氏名	諫早 花子	同居の特徴									
扶養控除	個人番号	2222222222222222	2222222222222222	控除額	33万円							
6	扶養控除	生年月日(昭和平成)年月日	明・大・昭51.2.4	同居の区分	同居の特徴							
扶養控除	氏名	諫早 花子	同居の特徴									
扶養控除	個人番号	2222222222222222	2222222222222222	控除額	33万円							
7	扶養控除	生年月日(昭和平成)年月日	明・大・昭51.2.4	同居の区分	同居の特徴							
扶養控除	氏名	諫早 花子	同居の特徴									
扶養控除	個人番号	2222222222222222	2222222222222222	控除額	33万円							
8	扶養控除	生年月日(昭和平成)年月日	明・大・昭51.2.4	同居の区分	同居の特徴							
扶養控除	氏名	諫早 花子	同居の特徴									
扶養控除	個人番号	2222222222222222	2222222222222222	控除額	33万円							
9	扶養控除	生年月日(昭和平成)年月日	明・大・昭51.2.4	同居の区分	同居の特徴							
扶養控除	氏名	諫早 花子	同居の特徴									
扶養控除	個人番号	2222222222222222	2222222222222222	控除額	33万円							
10	扶養控除	生年月日(昭和平成)年月日	明・大・昭51.2.4	同居の区分	同居の特徴							
扶養控除	氏名	諫早 花子	同居の特徴									
扶養控除	個人番号	2222222222222222	2222222222222222	控除額	33万円							
11	扶養控除	生年月日(昭和平成)年月日	明・大・昭51.2.4	同居の区分	同居の特徴							
扶養控除	氏名	諫早 花子	同居の特徴									
扶養控除	個人番号	2222222222222222	2222222222222222	控除額	33万円							
12	扶養控除	生年月日(昭和平成)年月日	明・大・昭51.2.4	同居の区分	同居の特徴							
扶養控除	氏名	諫早 花子	同居の特徴									
扶養控除	個人番号	2222222222222222	2222222222222222	控除額	33万円							
13	扶養控除	生年月日(昭和平成)年月日	明・大・昭51.2.4	同居の区分	同居の特徴							
扶養控除	氏名	諫早 花子	同居の特徴									
扶養控除	個人番号	2222222222222222	2222222222222222	控除額	33万円							
14	扶養控除	生年月日(昭和平成)年月日	明・大・昭51.2.4	同居の区分	同居の特徴							
扶養控除	氏名	諫早 花子	同居の特徴									
扶養控除	個人番号	2222222222222222	2222222222222222	控除額	33万円							
15	扶養控除	生年月日(昭和平成)年月日	明・大・昭51.2.4	同居の区分	同居の特徴							
扶養控除	氏名	諫早 花子	同居の特徴									
扶養控除	個人番号	2222222222222222	2222222222222222	控除額	33万円							
16	扶養控除	生年月日(昭和平成)年月日	明・大・昭51.2.4	同居の区分	同居の特徴							
扶養控除	氏名	諫早 花子	同居の特徴									
扶養控除	個人番号	2222222222222222	2222222222222222	控除額	33万円							
17	扶養控除	生年月日(昭和平成)年月日	明・大・昭51.2.4	同居の区分	同居の特徴							
扶養控除	氏名	諫早 花子	同居の特徴									
扶養控除	個人番号	2222222222222222	2222222222222222	控除額	33万円							
18	扶養控除	生年月日(昭和平成)年月日	明・大・昭51.2.4	同居の区分	同居の特徴							
扶養控除	氏名	諫早 花子	同居の特徴									
扶養控除	個人番号	2222222222222222	2222222222222222	控除額	33万円							
19	扶養控除	生年月日(昭和平成)年月日	明・大・昭51.2.4	同居の区分	同居の特徴							
扶養控除	氏名	諫早 花子	同居の特徴									
扶養控除	個人番号	2222222222222222	2222222222222222	控除額	33万円							
20	扶養控除	生年月日(昭和平成)年月日	明・大・昭51.2.4	同居の区分	同居の特徴							
扶養控除	氏名	諫早 花子	同居の特徴									
扶養控除	個人番号	2222222222222222	2222222222222222	控除額	33万円							
21	扶養控除	生年月日(昭和平成)年月日	明・大・昭51.2.4	同居の区分	同居の特徴							
扶養控除	氏名	諫早 花子	同居の特徴									
扶養控除	個人番号	2222222222222222	2222222222222222	控除額	33万円							
22	扶養控除	生年月日(昭和平成)年月日	明・大・昭51.2.4	同居の区分	同居の特徴							
扶養控除	氏名	諫										

1 所得金額について

営業	個人で営業（販売業、製造業、飲食業、サービス業、外交員、大工など）をしている人の所得。 裏面⑦事業・不動産所得に関する事項に記入し、表面ア営業等に収入金額、①営業等に所得金額（収入金額－必要経費）を記入してください。
農業	農産物の生産、果樹などの栽培、家畜類の飼育などによる所得。 裏面⑦事業・不動産所得に関する事項に記入し、表面イ農業に収入金額、②農業に所得金額（収入金額－必要経費）を記入してください。
不動産	貸家、貸アパート、貸駐車場、貸地などによる所得。 裏面⑦事業・不動産所得に関する事項に記入し、表面ウ不動産に収入金額、③不動産に所得金額（収入金額－必要経費）を記入してください。
利子	公社債、預貯金の利子、公社債投資信託などの収益の分配による所得。表面工利子に収入金額、④利子に所得金額を記入してください。
配当	法人から受ける株式や出資金の配当、剰余金の分配などによる所得。最初に裏面⑧配当所得に関する事項に記入し、表面オ配当に収入金額、⑤配当に所得金額を記入してください。
給与	給料、賃金、賞与（日雇いなどの賃金も含む。）等の所得。 給与等の支払者から受領した給与所得の源泉徴収票に記載された支払金額を表面カ給与に、給与所得控除後の金額を⑥給与に記入してください。なお、源泉徴収票を受け取ることができない場合は、裏面⑥給与所得の内訳に正確に記入し、合計金額を表面カ給与に、次の計算式で算出した所得金額を⑥給与に記入してください。【添付書類】給与所得の源泉徴収票
公的年金等	公的年金等（国民年金、厚生年金、共済年金、企業年金など）の所得。 公的年金等の支払者から受領した公的年金等の源泉徴収票に記載された支払金額を表面キ公的年金等に、次の計算式にて算出した所得金額を⑦公的年金等に記入してください。【添付書類】公的年金等の源泉徴収票
業務	原稿料・講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引若しくは食料品の配達などの副収入による所得。 裏面⑨雑所得（公的年金等以外）に関する事項に記入し、表面フ業務に収入金額、⑩業務に所得金額を記入してください。
その他	個人年金（生命保険年金、郵便局の年金保険など）などで他の各所得のいずれにも該当しない所得。 年金等の支払者から受領した年金額等のお知らせ（支払先で名称が異なります。）などに記載された金額を表面ケその他に記入してください。また、裏面⑨雑所得（公的年金等以外）に関する事項にも記入し、所得金額（収入金額－必要経費）の合計額を⑨その他に記入してください。【添付書類】受取額を証する書類
総合譲渡・一時	土地建物以外の資産（船舶、自動車、機械器具、営業権など）の譲渡による所得。 ※所有期間が5年を超える場合は長期譲渡、5年以下の場合は短期譲渡に該当します。
所得金額調整控除	生命保険契約等に基づく一時金、生命保険金や郵便局等の満期返戻金などのような一時的な所得。 裏面⑩総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項に記入し、表面に記入してください。 ※特別控除は、50万円ですが、「収入金額」から「必要経費」を差し引いた金額が50万円未満の場合には、その残額を限度とします。 【添付書類】受取額を証する書類
障害年金、遺族年金などの収入があった方	障害年金、遺族年金、雇用保険（失業保険）、公的扶助（生活保護費）などの収入には課税されません。 裏面下段⑯非課税収入に関する事項にその内容を記入してください。
収入がなかった方	学生、無職又は誰かに扶養されていたなど、昨年中全く収入がなかった場合、裏面下段⑯その他の参考事項（昨年の生活状況等）に記入してください。
所得金額調整控除	(1) 子育て・介護世帯の場合 給与等の収入金額が850万円を超える方で、次の①～③のいずれかに該当する場合には総所得金額の計算において給与所得金額から次の計算式で算出した金額が控除されます。 ① 本人が特別障害者に該当する ② 23歳未満の扶養親族を有する ③ 特別障害者である同一計画配偶者又は扶養親族を有する 調整額 = (給与等の収入金額（1,000万円を超える場合は1,000万円）－850万円) × 10% (2) 給与所得及び公的年金等に係る雑所得の双方がある場合 給与所得及び公的年金に係る雑所得がどちらも有り、その合計額が10万円を超える場合には、給与所得金額から次の計算式で算出した金額が控除されます。 控除額 = 給与所得（上限10万円）+公的年金等に係る雑所得（上限10万円）－10万円※ ※ (1) の所得金額調整控除がある場合は、(1) を適用後の給与所得金額から控除されます。

2 所得控除（所得から差し引かれる金額）について

社会保険料控除	あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている国民健康保険料、国民年金保険料及び介護保険料などで、前年中あなたが支払った場合、その全額が控除されます。ただし、各種保険料を年金から特別徴収されている方については、その方のみが保険料の支払者となります。表面左側及び右側⑪社会保険料控除に記入してください。【添付書類】支払額を証する書類	
生命保険料控除	あなたが支払った一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料がある場合、それぞれの支払額に応じて次の計算式で算出した金額が控除されます。表面左側⑫生命保険料控除に支払額、表面右側⑫生命保険料控除に控除額を記入してください。【添付書類】支払額の証明書※一般生命保険料又は個人年金保険料において、新契約と旧契約の両方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれで算出した控除額を合計した額が2万8千円を超える場合は2万8千円が限度。 ※各保険料の控除額を合計した額が7万円を超える場合は7万円が限度。 ※新契約・旧契約の区分については、控除証明書に記載されています。介護医療保険料は新契約の計算式で算出してください。	
新契約	保険料 指定額 12,000円以下 保険料の金額 12,001円～32,000円 保険料×1/2+6,000円 32,001円～56,000円 保険料×1/4+14,000円 56,001円以上 一律28,000円	旧契約 保険料 指定額 15,000円以下 保険料の金額 15,001円～40,000円 保険料×1/2+7,500円 40,001円～70,000円 保険料×1/4+17,500円 70,001円以上 一律35,000円
地震保険料控除	あなたが支払った地震保険料と旧長期損害保険料がある場合、それぞれの支払額に応じて次の計算式で算出した金額が控除されます。 ※旧長期損害保険料とは、保険期間が10年以上で満期返戻金などの特約があるものをいい、平成18年末までに締結したものに限ります。 ※地震と旧長期の両方の支払がある場合、それぞれの控除額を合計した額が2万5千円を超える場合は2万5千円が限度。 表面左側⑬地震保険料控除に支払額、表面右側⑬地震保険料控除に控除額を記入してください。【添付書類】支払額の証明書	
寡婦ひとり親控除	あなたが配偶者と死別又は離別など、一定の条件を満たす場合に所定の金額が控除されます。ただし、あなたと事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方は対象外となります。表面左側⑭寡婦控除の理由を選択、または⑮ひとり親控除を選択し、表面右側⑯～⑯寡婦、ひとり親控除に控除額を記入してください。【控除額】寡婦控除26万円ひとり親控除30万円 ※寡婦…①夫と死別・離婚した後再婚していない方や夫が生死不明であり、扶養親族を有し、合計所得金額が500万円以下である方。 ②夫と死別した後再婚していない方や夫が生死不明の方で合計所得金額が500万円以下である方。 ※ひとり親…婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（総所得金額等が58万円以下）を有する合計所得金額が500万円以下である方。	
障害者控除	あなた又は同一生計配偶者及び扶養親族に障害がある場合に所定の金額が控除されます。表面左側⑯障害者控除に氏名及び障害の程度、表面右側⑯～⑯勤労学生、障害者控除に控除額の合計を記入してください。【控除額】障害者26万円（特別障害者30万円、同居特別障害者53万円）※特別障害者…身体障害者手帳の障害程度が1級又は2級の方、精神障害者保健福祉手帳の障害程度が1級の方など重度の障害がある方。 ※同居特別障害者…特別障害者である扶養親族で、あなたや配偶者、あなたと生計を一にする親族のどなたかとの同居を常としている方。	
勤労学生控除	あなたが、勤労学生である場合に所定の金額が控除されます。表面左側⑯勤労学生控除に学校名、表面右側⑯～⑯勤労学生、障害者控除に控除額を記入してください。【控除額】26万円（合計所得金額が85万円以下で、そのうち給与所得以外の所得が10万円以下の場合）	
配偶者控除	あなたが、合計所得金額58万円（給与収入のみの場合 収入金額123万円）以下の生計を一にする配偶者を有する場合に、所定の金額が控除されます。表面左側⑯～⑯配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者に氏名等、表面右側⑯～⑯配偶者（特別）控除に控除額を記入してください。※配偶者が昭和31年1月1日以前生まれの場合は老人控除対象配偶者 納税者本人の所得金額 900万円以下 900万円超950万円以下 950万円超1,000万円以下 1,000万円超 配偶者控除 一般 33万円 22万円 11万円 0円 老人 38万円 26万円 13万円 ※同一生計配偶者…生計を一にする配偶者のうち、合計所得金額が58万円以下で事業専従者でない者	
配偶者特別控除	あなたが、合計所得金額58万円を超える場合（給与収入のみの場合 収入金額123万円を超える201万6千円未満）の生計を一にする配偶者を有する場合に、その配偶者の合計所得金額に応じて所定の金額が控除されます。表面左側⑯～⑯配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者に氏名及び配偶者の合計所得金額等、表面右側⑯～⑯配偶者（特別）控除に控除額を記入してください。	
扶養控除	あなたが、合計所得金額58万円（給与収入のみの場合 収入金額123万円）以下の生計を一にする扶養親族を有する場合、また、19歳以上23歳未満の親族で合計所得金額が所定の範囲内である場合に、所定の金額が控除されます。表面左側⑯～⑯扶養控除・特定親族特別控除に氏名等、表面右側⑯～⑯扶養控除・特定親族特別控除に控除額の合計を記入してください。 なお、別居の場合は裏面⑯別居の扶養親族等に関する事項にも記入してください。 ※16歳未満の扶養親族については、扶養控除の適用はありませんが、市県民税の非課税判定に必要ですので、必ず裏面⑯扶養親族（控除対象外）に記入してください。なお、障害者控除等は適用されます。	
基礎控除	あなたの合計所得金額に応じて所定の金額が控除されます。表面右側⑯基礎控除に控除額を記入してください。 合計所得金額 基礎控除額 ～24,000,000円 430,000円 24,000,001円～24,500,000円 290,000円 24,500,001円～25,000,000円 150,000円 25,000,001円～ なし	特定親族の合計所得金額 控除額 58万円超 95万円以下 45万円 95万円超100万円以下 41万円 100万円超105万円以下 31万円 105万円超110万円以下 21万円 110万円超115万円以下 11万円 115万円超120万円以下 6万円 120万円超123万円以下 3万円
雑損控除	あなたの合計所得金額が2,500万円を超える場合は、基礎控除の適用はありません。 あなたの合計所得金額に応じて所定の金額が控除されます。表面左側⑯雑損控除に記入してください。【添付書類】災害等に関する事項にも記入してください。	
医療費控除	あなたの合計所得金額に応じて所定の金額が控除されます。表面左側⑯医療費控除に記入してください。 合計所得金額 基礎控除額 ～24,000,000円 430,000円 24,000,001円～24,500,000円 290,000円 24,500,001円～25,000,000円 150,000円 25,000,001円～ なし	特定親族の合計所得金額 控除額 58万円超 95万円以下 45万円 95万円超100万円以下 41万円 100万円超105万円以下 31万円 105万円超110万円以下 21万円 110万円超115万円以下 11万円 115万円超120万円以下 6万円 120万円超123万円以下 3万円